

川崎市川崎区公告第15号

次の後期高齢者医療保険料に係る過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年2月12日

川崎市川崎区長 山崎 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	後期高齢者 医療保険料			計1件

（別紙省略）